



令和7年度助成要綱 主な変更点

1 主な改正点

1. 共通事項の改正

(1) 助成対象事業

「地域共生社会づくりモデル事業」については今年度の申請で期限を迎えるが、市町社協からの申請がないことから、来年度以降の期限延長はせず、終了とする。

(2) 別表

① 別表1（市町社会福祉協議会関係）

(5)その他については、支援対象者への直接支援ではないことからその削減に努めるよう平成29年度から依頼してきたところだが、令和10年度実施事業からは対象外となることをこの段階から告知し、計画的な削減に努めてもらう。

② 別表3

ア 対象経費

経費の種類	改正内容
謝金	・当該団体の役職員は対象外としているが、団体から給与・報酬等を得ていない場合は従来も認めていることから、その旨明記する ・謝金に関する根拠規程の整備・提出を団体に求め、支出に関する透明性を確保する
旅費	・事業の内容により自家用車を使用せざるを得ないものもあるため、車賃として支給することを認め、車賃規程の整備・提出を団体に求め、支出に関する透明性を確保する ・当該団体の役職員は対象外としているが、支援対象者への直接支援に要するものは従来も認めていることから、その旨明記する ・一律定額の交通費は実質は謝金と変わらないため対象外とする
通信運搬費	・Web 会議システムの年間使用料は、その事業に限定使用していることの証明が困難なため原則対象外とするが、事業実施ごとの個々の利用料金の合計が年間使用料を超える場合は、年間使用料を認めることとする
委託費	・委託費は総額のみのもものは認めず、内訳（本表の経費の種類ごとの積算を示すもの）を添付できるものに限り対象とする ・事業全体を委託するものは対象外とする

イ 対象外経費の例示

- 当該団体又は当該団体役職員若しくは当該団体役職員が代表である企業、団体等が所有する場所や設備、物への賃借料
- 当該団体役職員が代表である企業、団体等へ委託・発注したものの費用
- 当該団体役職員が個人で契約する光熱水費、電話料金その他これらに類するものの費用

については自己取引に準ずるものであり、中央共同募金会でも対象外としていることから、本会としても対象外とする。



③ 別表 4（車両の整備）

- ・対象経費の共同募金標示についてはその取り扱いが分かりにくいため、本会ホームページに記載の注意書きの部分を案内し、適切な実施を促す（ホームページアドレスとQRコードを付記する）
- ・対象経費は車両本体価格と消費税及び共同募金標示の標示費用と消費税に限定しているので、対象外経費の記載は不要であり、削除する
- ・基準単価については、従来から参考にしている（公財）JKA（競輪・オートレース）補助事業の基準単価が変更されたため、それに準じて改正する

2. 助成メニュー別の改正

(1) 福祉施設機器整備事業取扱要領

① 対象施設

- ・助成対象としていた認可外施設はほとんどなくなっていることから、表からは削除する

② 対象事業

- ・「借家の資産価値を高める事業」は対象外経費としているにも関わらず、借家に変更を加える補修等は所有者の承諾と10年間の使用誓約書があれば認める規定としており矛盾しているため、借家の補修等は対象としない
- ・これにより、建物の補修等は自己所有の建物に限る旨明記する

③ 対象外経費

- ・借家の補修等は対象としないため、「借家の資産価値を高める事業」は削除する
- ・赤い羽根共同募金の助成は、福祉活動を行うに当たって現に直面している困り事に対して助成を行うのが主要な目的であるが、防災・防犯など、将来起こるかもしれない事態に備えた機器整備等は法人自身の責務で整備すべきものであり、将来のことまで赤い羽根で助成することは困難なことから、対象外とする
- ・過去に本整備事業で助成を受けた機器に係る維持管理費は対象外とする

(2) こども食堂誕生日会・福産品応援事業取扱要領

対象経費のうちの連絡調整費について、具体的な費用の取り扱いが分かりにくいため、別表3の経費を適用する。

2 その他（年度等の変更）

- ・「令和6年」⇒「令和7年」ほか 月日、曜日等の変更